

趣旨
目的

農林漁業の人材確保のため、関係機関と連携しての情報収集・提供、合同企業面接会の実施、農林漁業が盛んな地域等での「農林漁業就職支援コーナー」による職業相談を実施する。

事業
内容

以下の事業を農林水産省等関係機関との連携の下、労働局・ハローワークで実施。
 ・労働局に職業相談員を1名ずつ配置（計47名）し、農林漁業の就業支援や、合同就職面接会、協議会等を実施。
 ・農林漁業が盛んな地域及び大都市圏のハローワーク10箇所、農林漁業就職支援コーナーを設置し、各所1名ずつ配置する職業相談員（計10名）による専門的な情報提供等を実施。

事業実施主体
(対象者)

都道府県労働局・ハローワーク

補助率

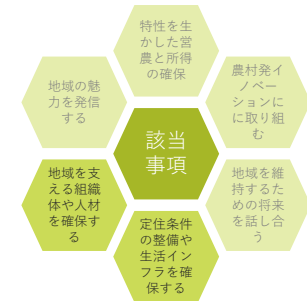
—

令和3年度
当初予算
(百万円)

241

都道府県労働局・ハローワーク

- 都道府県労働局による、農林水産省等関係機関との連携、情報収集、ハローワークへの情報提供
- 都道府県農林漁業就業等対策連絡協議会等の開催
- ハローワークでの農林業等の職業紹介、新規就農相談センター等関係機関の案内、情報提供
- 農林漁業が盛んな地域及び大都市圏農林漁業就職支援コーナーにおいて、職業相談、紹介、情報提供
- 農林漁業合同企業面接会及び就職ガイダンスの開催



趣旨

病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制構築」と「地域包括ケアシステムの構築」のため、消費税増収分等を活用した財政支援制度（基金）を創設。

事業内容

都道府県に消費税増収分等を活用した財政支援制度（基金）を創設し、各都道府県は都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。

事業実施主体（対象者）

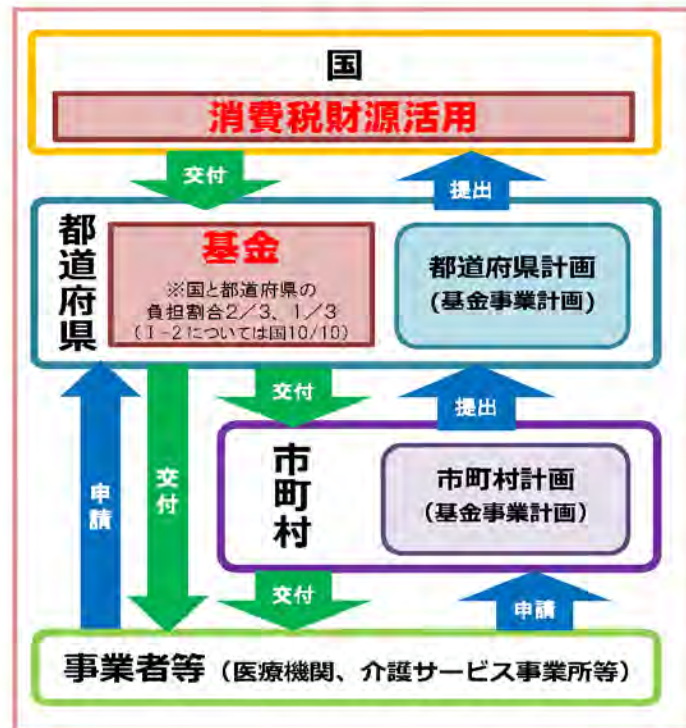
都道府県、市町村、事業者等

補助率

下図参照

令和3年度
当初予算
（百万円）

140,021



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

○ 基金に関する基本的事項

- ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
- ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
- ・診療報酬・介護報酬等との役割分担

○ 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

- ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
- ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。

○ 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

趣旨
目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。

事業
内容

市町村が行う以下の事業に助成する。

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
要支援者等の支援について、介護サービス事業所のほか、NPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進。
- ② 包括的支援事業
ア 地域包括支援センターの運営
イ 社会保障の充実（在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催）
- ③ 任意事業（介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等）

事業実施主体
(対象者)

市町村

補助率

交付金（事業費上限は下図参照）

令和3年度
当初予算
(百万円)

194,166

〇地域支援事業の事業費

市町村は、政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容、事業費を定めることとされている。

【事業費の上限】

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
○ 事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額
- ② 包括的支援事業・任意事業
○ 「26年度の介護給付費の2%」×「高齢者数の伸び率」

63

事業URL

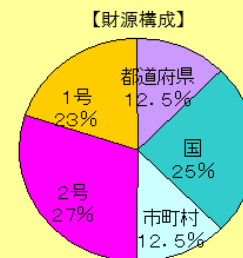
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kai/go/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/

〇地域支援事業の財源構成

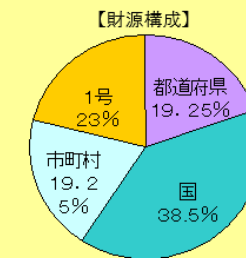
(財源構成の割合は第7期以降の割合)

介護予防・日常生活支援総合事業

包括的支援事業・任意事業



○ 費用負担割合は、居宅給付費の財源構成と同じ。



○ 費用負担割合は、第2号は負担せず、その分を公費で賄う。
(国：都道府県：市町村＝2：1：1)

問合せ先

認知症施策・地域介護推進課 03-5253-1111（代表）
（内線3982）

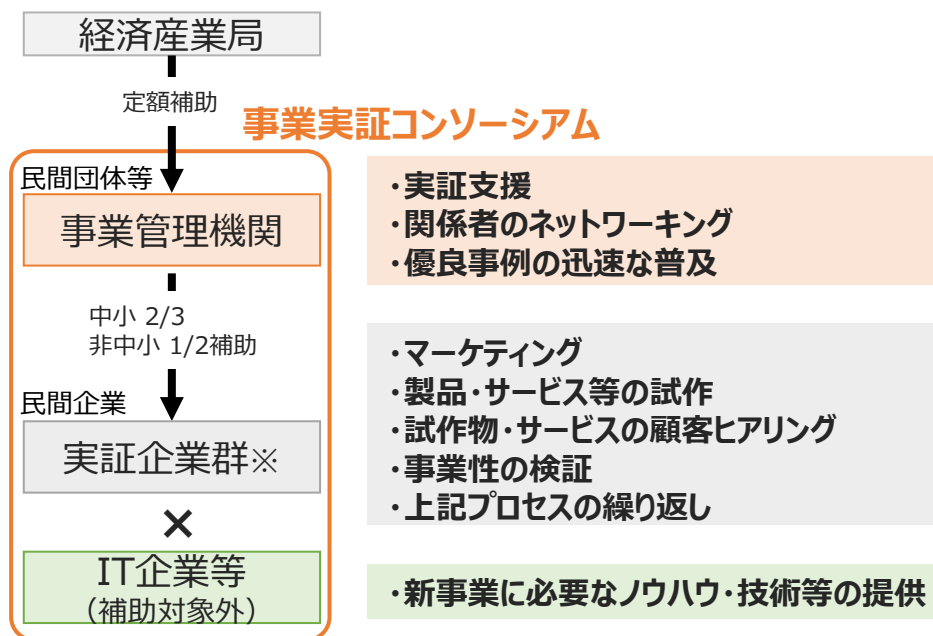


趣旨・目的 地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認地域経済牽引事業者等のデジタル化を支援し、地域の高生産・高付加価値企業群を創出・強化する。

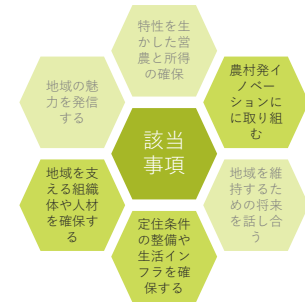
事業内容 地域未来牽引企業等とIT企業等が連携して取り組む、新事業実証（試作、顧客ヒアリング、事業性評価と改善）による地域産業のデジタル化のモデルケースの創出、地域へのモデルケースの横展開に要する経費を補助。

事業実施主体 (対象者)	民間団体等、民間企業等	補助率	定額、2/3（中小）、1/2（非中小）	令和3年度 当初予算 (百万円)	1,170の内 数
-----------------	-------------	-----	---------------------	------------------------	--------------

執行スキーム



※地域未来牽引企業、地域未来投資促進法の承認事業者以外も利用可能



趣旨

【（１）課題解決プロジェクトの実証】

地域・社会課題が多様化・複雑化する中、地方公共団体による課題対応が困難になっており、地域で持続的に社会課題解決を行うためには、ビジネスモデル創出が必要。このため、地域内外の中小企業等が地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（地域と企業の持続的共生）を支援。

【（２）地域・社会課題解決に向けた計画策定】

少子高齢化、過疎化が進行する中、地域住民に必要な日常サービス機能を維持・継続するためには地域内外の関係主体の連携体制構築が重要。連携体制の中で中心となる組織（オーガナイザー）立ち上げの事業計画を策定し、モデルとして提示することにより、オーガナイザーを中心とした連携体制構築を促進。

事業内容

（１）：ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（５地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組に必要な経費の一部を支援。

（２）：買い物弱者対策や高齢者見守り等の地域・社会課題解決において、オーガナイザーの立ち上げに関する事業計画を策定。具体的には、地域内のニーズ調査、課題整理、関係主体との調整等を行い、オーガナイザーが収益を確保しつつ、持続的に事業継続していくための計画を策定し、今後の組織立ち上げに繋げる。

事業実施主体
(対象者)

民間事業者等

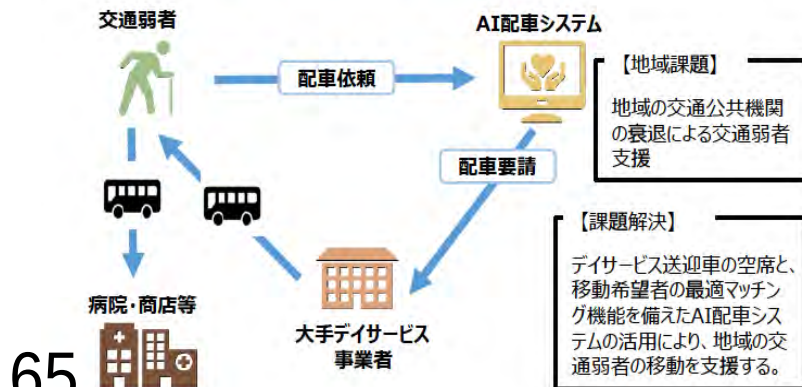
補助率

（１）定額、2/3以内、（２）委託

令和３年度
当初予算
(百万円)

560

（１）課題解決プロジェクトの実証イメージ図

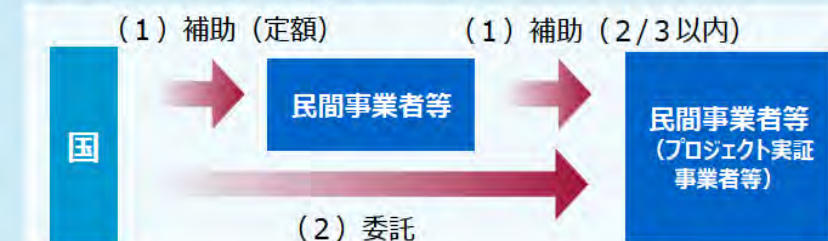


65

事業URL

https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2021/pr/ip/chiiki_02.pdf

条件（対象者、対象行為、補助率等）



問合せ先

地域経済産業グループ地域産業基盤整備課 03-3501-1677



趣旨目的 人口減少等により内需が弱い中、中小企業が海外需要等を獲得し付加価値を高めていくために必要な、市場ニーズに対応した新商品・サービス開発やブランディング等の取組に対して補助。

事業内容 中小企業者が、中小企業庁が選定・公表した「支援パートナー」と連携しながら、優れた素材や技術等を活かした自社の製品やサービスについて、新たに展開を目指そうとする国等に関する市場調査、専門家招聘、新商品・サービス・デザイン開発、展示会出展等を通じて、海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力を確立し、新たに海外に販路を開拓することなどを支援。

事業実施主体
(対象者) 中小企業

補助率 2/3以内 (上限額500万円～2,000万円)

令和3年度
当初予算
(百万円) 800



(1) 補助率・上限額

- **補助率** : 2/3以内
※採択3年目の場合/国内販路開拓の場合には1/2以内
- **補助上限額** : 500万円～2,000万円
※複数者による共同申請の場合、一者毎に500万円高上げし、最大2,000万円まで引き上げ

(2) 補助対象経費

マーケティング調査費、広報費、委託費(WEBプラットフォーム上のサービス利用費を含む)、専門家等への謝金、試作品開発費(原材料費、機器・設備費、デザイン費)等

(3) 支援パートナーの要件

- **選定基準**
 - ①これまで海外展開・国内展開に成功した支援実績があること
 - ②具体的な支援ツールを持っていること
 - ③財務基盤が安定していること
 - ④日本語で中小企業へのサポートを行うことが可能であること

● サポート内容

- ①市場獲得につながる支援ツールの提供、展開先の市場動向等の情報を提供する
- ②支援した中小企業者が補助事業終了後提出する実績報告書の作成に協力する
- ③支援可能な中小企業者数の目安を提示し、その上限数まで支援する
- ④支援パートナーは、自社にとって新規の事業者も一定程度支援する

※国から支援パートナーに対して、直接補助金等は交付されない

趣旨
目的

中小事業者等が、地方公共団体と一体となって、新たな需要の創出につながる魅力的な機能の導入等を行う実証事業について、財政、人材育成、ノウハウ提供等の面から支援する。
これにより、複数の中小事業者等が地域の新たなニーズに対応しようとする取組を後押しし、地域の持続的発展を促進する。

事業
内容

(1) 地域商業機能複合化推進事業

中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその経費の一部を補助する。

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業

外部の専門人材を活用したワークショップ等の実施により地域の担い手となる人材の育成を図る。

事業実施主体
(対象者)

民間事業者等

補助率

下図参照

令和3年度
当初予算
(百万円)

550

(1) 地域商業機能複合化推進事業のイメージ

【ソフト事業】

中小事業者等のグループが、空き店舗等を活用した創業支援などにより、最適なテナントミックスに向けた来街者の消費動向等の調査分析を行うモデル事業を補助します。※国庫補助上限額4,000千円

【ハード事業】

中小事業者等のグループが、商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析した上で、商店街等にはない新たな機能の導入に係る空き店舗の改修等を行い、その効果を分析するモデル事業を補助します。※国庫補助上限額40,000千円

【商店街等に新たな需要を創出する施設等を導入した事例（油津商店街：宮崎県日南市）】



創業拠点

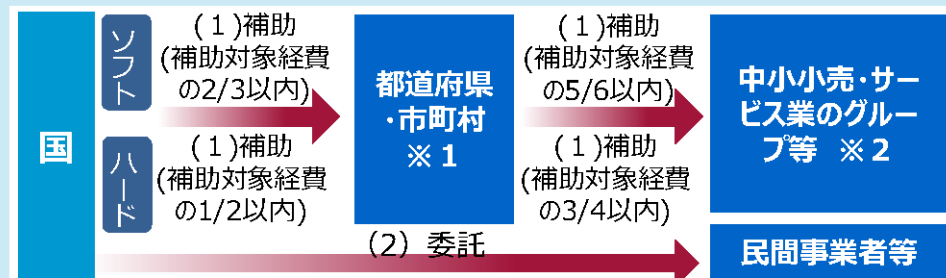


多目的利用スペース



働く場の誘致

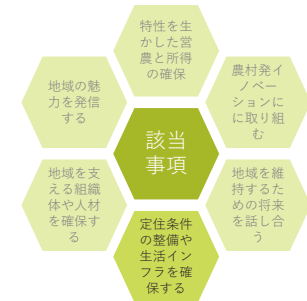
条件（対象者、対象行為、補助率等）



※1. 国⇒市町村⇒事業者、国⇒都道府県⇒事業者、国⇒都道府県⇒市町村⇒事業者

※2. まちづくり会社、商店街組織、飲食店街、温泉組合など

※3. 地域の実情に応じた事業とするため各経済産業局の管内でソフト・ハード事業各1件を想定

趣旨
目的

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。

事業
内容

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性の向上に資する設備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

事業実施主体
(対象者)

協議会、事業者等

補助率

1/2以内、1/3以内 等

令和3年度
当初予算
(百万円)

20,587

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

<支援の内容>

- 幹線バス交通や地域内交通の運行
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通や過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行を支援
 - ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通や過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の車両購入、貨客混載の導入を支援
 - ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援
- 離島航路・航空路の運航
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援



地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)

<支援の内容>

- 高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等



地域公共交通調査等事業 (持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

<支援の内容>

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査